

電子入札導入に伴う条件付き一般競争入札に関する質疑に対する回答について

No	質疑事項	回 答
1	入札情報公開システムにおいて、設計図書を全て閲覧又はダウンロードしなければ、閲覧していない（無効）とみなされるのか。	入札参加案件において、当該案件のすべての設計図書ファイルを閲覧又はダウンロードしていない場合は、設計図書を閲覧していないものとみなし、当該案件の入札は無効とします。  <u>すべての公共工事の入札において、工事費内訳書の提出が必要となることから、平成27年4月以降、発注する案件については、入札参加資格における設計図書の閲覧に関する項目の設定をせず、設計図書ファイルの閲覧又はダウンロード等の確認についても行わないこととしました。</u> <u>（ログイン時のパスワード以外の入力も不要とします。）</u> 入札参加希望者にとっては、引き続き、設計図書、現場等を熟覧のうえ、積算並びに入札への参加をお願いします。
2	条件付き一般競争入札（事後審査方式）において、複数案件の落札候補者となった場合、現場代理人及び建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者が不足した場合、落札候補者が受注を辞退することはできるのか。	入札参加者は、開札予定日以降は辞退できません。 ただし、複数の案件で落札候補者となった場合、配置できる技術者等に限りがある場合は、原則として、落札候補決定順に技術者等を配置することとし、技術者等を配置できない案件は入札参加資格を満たしていないものとして無効とします。 その場合、次順位者を落札候補者とし、資格審査を行うこととします。
3	電子入札案件において紙入札参加を認められた場合、入札書及び入札参加申請書に記入する日付はどの時点の日付を記入すべきか。	紙入札参加を認められた場合の入札書又は入札参加申請書に記載する日付は入札書到着期限日とします。（電子入札の場合は入札日） なお、紙入札参加を認められた者が青森市郵便入札実施要領第3条第3項の規定に基づき入札書を入れた封筒に記入する「入札日」は公告に記載する「開札予定日」とします。
4	条件付き一般競争入札参加申請書は入札前に提出しなくて良いのか。	電子入札システムにおける入札金額の送信時に添付書類として提出することとなる。
5	電子入札案件において紙入札参加を認められた者が、落札候補者となった場合、入札参加資格審査のための書類提出期限日は、電子入札参加者と同一日となるのか。	公告で指定する同一日である。 なお、紙入札参加者が落札候補者となった場合の必要書類の提出方法は別途通知します。
6	条件付き一般競争入札参加申請書の業者番号は、電子入札の利用者登録時の9桁とすべきか、従前の10桁とすべきか。	10桁の番号を記入してください。 （電子入札の利用者登録時の9桁の番号の先頭に1を加えた番号となります。）
7	紙入札参加の場合、入札書の件名欄に入札番号を記入する必要があるか。	記入する必要はありません。
8	入札書を送信する際に添付する書類はなにか。	公告で指定する提出書類である。 なお、模擬入札においては、「条件付き一般競争入札参加申請書」を提出書類としている。
9	紙入札参加者が辞退しようとする場合の様式はどれか。	電子入札案件において、紙入札参加を認められた者が、辞退しようとする場合は、青森市電子入札要領第13条に定める辞退申請書（様式第2号）を使用してください。
10	電子入札において使用する様式等はどこにあるのか。	青森市電子入札ポータルサイト内に掲載している。